

## 第三者行為（交通事故等）で介護サービスを受けるとき

平成 28 年 4 月 1 日より、第三者行為（交通事故等）が原因で介護保険サービスを利用するときは、市への届出が義務になりました。

### ●第三者行為求償について

交通事故等で第三者（加害者）の行為により要介護状態になったり、要介護度が高くなるなどした場合、介護保険サービスにかかる費用を、加害者である第三者が過失割合に応じて負担するのが原則です。介護保険サービスにかかった費用は、市が一時的に立替えたあとで加害者に請求することになります。これを「第三者行為による求償」といいます。

### ●第三者行為求償の手続きについて

第三者行為による求償を行う場合、被保険者（被害者）は市への届出が必要です。なお、示談をすると、その内容により求償が困難になることがありますので、示談をされる前にご連絡をお願いいたします。

### ●提出していただく書類の例

1. 第三者行為による傷病届
2. 交通事故証明書（警察発行）
3. 事故現場見取図（写しでも可）
4. 事故発生状況書
5. 同意書（被保険者が作成）※先に医療保険でお手続きしている場合、省略できる書類があります。

上記の書類を介護長寿課へ提出してください。要件等の確認後、第三者側（加害者・損害保険会社等）と市から委託された沖縄県国民健康保険団体連合会が損害賠償の交渉を行います。

《提出場所及び問合せ先》石垣市 福祉部 介護長寿課 給付認定係 TEL：0980(87)6022 FAX：0980(83)5525

## 療養費レセプトの内容点検を実施します

国民健康保険は年々医療費が増え続け、財源の確保が難しくなっています。このため、医療費の適正化に向け、「療養費（柔道整復、鍼灸、マッサージ）レセプト内容点検」を今年度から実施します。

**【対象】** 国民健康保険に加入している方

**【点検内容】** 柔道整復、鍼灸、マッサージの施術は保険適用が限定されています。このため、整骨院、接骨院、鍼灸院、マッサージ施術院などで受診した保険給付の請求内容を点検します。点検委託業者（ガリバー・インターナショナル株式会社）が受診内容を文書か電話で確認する場合がありますので、ご理解とご協力をお願いします。

**【接骨院、鍼灸院、マッサージ施術院の皆様へ】** 点検・支払い業務は出来る限り円滑に進めますが、内容などの確認に時間がかかる場合があるため、ご了承ください。

### 【柔道整復、鍼灸、マッサージの正しいかかり方】

●領収書をもらい、金額を確認しましょう。●療養費支給申請書の内容（負傷原因、譜証明、日数、金額）をよく確認して、署名をしてください。●往療（自宅での施術に伴う訪問費用）を保険給付できない場合があります。往療は、歩行困難などやむを得ない理由のため通所して治療を受けることが困難な場合以外は保険が使えません。マッサージの往療には、医師の同意が必要です。

### 【柔道整復（整骨院、接骨院）では・・・】

●柔道整復では、負傷原因を正確に伝えましょう。●施術が長期にわたる場合は、内科的要因も考えられますので、医師の診断を受けてください。

## 登野城土地区画整理事業に係る保留地処分のお知らせ

石垣市告示第 101 号により下記の保留地を入札により処分します。入札参加には入札参加要項に基づいた申込手続きが必要となります。石垣市ホームページまたは下記の担当まで問い合わせ下さい。

	位置	地積	予定価格
①	登野城地区 4 街区③区画	74 m <sup>2</sup>	¥ 2,826,800
②	登野城地区 26 街区⑦区画	120 m <sup>2</sup>	¥ 4,716,000
③	登野城地区 32 街区③区画	73 m <sup>2</sup>	¥ 2,452,800
④	登野城地区 40 街区③区画	235 m <sup>2</sup>	¥ 7,473,000
⑤	登野城地区 40 街区④区画	184 m <sup>2</sup>	¥ 7,157,600

### ■入札日時

平成 30 年 5 月 31 日(木)9 時 30 分～

### ■資料配布及び申込期間

平成 30 年 4 月 9 日(月)～平成 30 年 5 月 24 日(木)まで

### ■問い合わせ先

石垣市役所 都市建設課 区画整理係 TEL 0980-87-9007